

三重県手話施策推進計画（仮称）について

1 計画の位置付け

三重県手話言語条例（以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、本計画を県障害者計画（みえ障がい者共生社会づくりプラン）の一部と位置づけるとともに、本計画において、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進する。

2 計画の期間

現行の県障害者計画（みえ障がい者共生社会づくりプラン）は対象年度が平成 27 年度～平成 29 年度であり、平成 29 年度に次期計画（対象予定年度：平成 30 年度～平成 32 年度）を策定する予定である。

手話施策推進計画（仮称）は、みえ障がい者共生社会づくりプランの一部を構成することから、計画期間については、みえ障がい者共生社会づくりプランとの整合を保つため、平成 29 年度～平成 32 年度の 4 か年計画とする。

3 計画案イメージ

第 1 章 総論

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 基本理念【条例第 2 条】

「手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である、という基本的認識のもと、共生社会の実現を図る」

- 5 基本方針
- 6 施策体系

第 2 章 施策の展開

1 情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第 8 条】

- (1) 県政情報の手話による発信等
- (2) 手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等
- (3) 災害時等における手話による情報取得等のための措置

- 2 手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】
 - (1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充
- 3 手話の普及等【条例第10条】
 - (1) 県民が手話を学習する機会の確保等
 - (2) 県職員に対する手話研修等の実施
 - (3) 幼児、児童、生徒、学生に対する手話学習の取組促進
- 4 ろう児等の手話の学習等【条例第11条】
 - (1) ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上
 - (2) ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等
 - (3) 聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保
- 5 事業者への支援【条例第12条】
 - (1) 事業者のろう者へのサービス提供時又はろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援
- 6 手話に関する調査研究の推進【条例第13条】
 - (1) ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等

4 今後のスケジュール(予定)

平成28年 8月	第1回手話施策推進部会
10月	県議会常任委員会へ報告
11月	第2回手話施策推進部会(中間案検討)
12月	県議会常任委員会へ中間案を報告
12月~1月	パブリックコメントの実施
平成29年 2月	第3回手話施策推進部会(最終案検討)
3月	県議会常任委員会へ最終案を報告
4月~	条例の全面施行、計画に基づく施策推進